令和　8　年度　介護サービス事業者一般監査提出資料

自主点検表　（居宅介護支援）　令和8年度版

指導監査を行う 施設名及び所在地	
法人名	
法人本部のある 施設名及び所在地	
記入者	職名　　氏名
連絡先	電話番号　　ＦＡＸ番号　　ｅメール
記入年月日	令和　　年　　月　　日

川越市福祉部指導監査課
電話番号：０４９－２２４－６２３７　　e-mail:shidokansa★city.kawagoe.lg.jp
（@部分を「★」と表示しています。）

自主点検表の作成について

１　趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等運営指導マニュアル等を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

２　実施方法

(1)　毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
(2)　複数の職員で検討のうえ点検してください。
(3)　点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。
(4)　「はい・いいえ」等の判定については、プルダウン方式により選択するか、〇で囲ってください。
(5)　「記入欄及び点検のポイント」欄において、矢印（⇒）について必要事項を記入してください。
(6)　判定について該当する項目がないときは、「該当なし」を選択又は記入してください。

３　根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、以下のとおりです。

略　　称	名　　称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
平26条例79	川越市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年12月19日川越市条例第79号）
平11厚令38	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年３月31日厚生省令第38号）
平11老企22	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年７月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月９日法律第124号）
平12厚告20	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年２月10日厚生省告示第20号）
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年３月１日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平27厚労告94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年３月23日厚生労働省告示第94号）
平27厚労告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年３月23日厚生労働省告示第95号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第１　基本方針			
１ 基本方針	(1) 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮していますか。	はい・いいえ	平26条例79第2条第1項 （平11厚令38第1条の2第1項）
	(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。	はい・いいえ	平26条例79第2条第2項 （平11厚令38第1条の2第2項）
	(3) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいいます。以下同じ）等に不当に偏することのないよう公正中立に行われていますか。	はい・いいえ	平26条例79第2条第3項 （平11厚令38第1条の2第3項）
	(4) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。	はい・いいえ	平26条例79第2条第4項 （平11厚令38第1条の2第4項）
	(5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	はい・いいえ	平26条例79第2条第5項 （平11厚令38第1条の2第5項）
	(6) 居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 ※ 介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進について 指定居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。	はい・いいえ	平26条例79第2条第6項 （平11厚令38第1条の2第6項） 平11老企22第2・3(1)
第２　人員に関する基準			
１ 用語の定義	○　「常勤」 当該事業所における勤務時間（当該事業所において、指定居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含みます。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいうものです。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第１項に規定する措置（「母性健康管理措置」といいます。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。 例えば、同一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に関する制度に準ずる措置又は育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 ○　「専らその職務に従事する」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。		平11老企22第2・2(3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
2　基本的事項（労働時間の管理）	従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方法により適正に把握されていますか（①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は、「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」４（３）に定める措置を講じる必要があります）。 ①　使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録 ②　タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録 ※　労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、５年間保存しなければなりません。	はい・いいえ	労働基準法第109条 労働安全衛生法第66条の8の3 労働安全衛生規則第52条の7の3第1項
3　介護支援専門員	(1) 事業所ごとに常勤の介護支援専門員を１人以上置いていますか。	はい・いいえ	平26条例79第4条第1項
	※ 介護支援専門員は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要があります。		（平11厚令38第2条第1項） 平11老企22第2・2(1)
	(2) (1)に規定する員数の基準は、利用者の数が44人又はその端数を増すごとに１人となっていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第4条第2項 （平11厚令38第2条第2項
	※ 当該常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。以下同じ。）44人（当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は49人）に対して1人を基準とするものであり、利用者の数が44人（当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は49人）又はその端数を増すごとに増員するものとします。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではありません。		平26条例79第4条第3項
	※ 事務職員の配置については、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えありません。また、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められます。勤務時間数については特段の定めを設けていませんが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要があります。		
	(3) (2) の基準にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における（1）に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに１としていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第4条第3項
	(4) 介護支援専門員は介護支援専門員証の交付を受けていますか。	はい・いいえ	法第7条第5項
	※ 介護支援専門員証の有効期間は５年です。介護支援専門員証の有効期間を更新するには、更新に必要な研修を受講し、有効期間の更新申請を行うことが必要です。		法第69条の7 法第69条の8
	(5) 増員に係る非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務となっていませんか。	はい・いいえ・該当なし	平11老企22第2・2（1）
4　管理者	(1) 事業所ごとに、常勤の管理者を置いていますか。	はい・いいえ	平26条例79第5条第1項 （平11厚令38第3条第1項）
	(2) 管理者は主任介護支援専門員となっていますか。	はい・いいえ	平26条例79第5条第2項
	※ 以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。 ・本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居		平11老企22第2・2(2)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合 なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を１年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとします。 ・特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合		
	※ 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしていますが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましいです。		（平11厚令38第3条第2項）
	(3) 管理者は専らその職務に従事していますか。	はい・いいえ	平26条例79第5条第3項
	※ ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。 ① 当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ② 当該事業所の管理に支障がない限りにおいて、他の事業所の職務に従事する場合		（平11厚令38第3条第3項） 平11老企22第2・2(2)
	※ 訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合（当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除きます。）及び事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定居宅介護支援事業所又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられます。 また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられます。なお、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められません。		
第３　運営に関する基準			
１内容及び手続の説明及び同意	(1) 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	平26条例79第6条第1項 （平11厚令38第4条第1項）
	※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 介護支援専門員の勤務の体制 ③ 秘密の保持 ④ 事故発生時の対応 ⑤ 苦情処理の体制　等		平11老企22第2・3(2)
	(2) 居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基準第１条の２の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。	はい・いいえ	平26条例79第6条第2項 平11厚令38第1条の2
	(3) 以下の①・②について説明を行い、理解を得るよう努めていますか。 ①前６月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」といいます。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合 ②前６月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合	はい・いいえ	平26条例79第6条第3項 （平11老企22第2・3(2)）
	※ 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行わなければなりません。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うこと		平11老企22第2・3(2) 平11厚令38第1条の2

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	や、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましいです。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	さらに、基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（「訪問介護等」といいます。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行い、理解を得るよう努めなければなりません。 この前６月間については、毎年度２回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とします。 ① 前期（３月１日から８月末日） ② 後期（９月１日から２月末日） なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとしますが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとします。		
	(4) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。	はい・いいえ	平26条例79第6条第4項 （平11厚令38第4条第3項）
	※ 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながります。 指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものです。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましいです。		平11老企22第2・3(2)
2 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 利用申込者が他の居宅介護支援事業者にも併せて居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合　等 ※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。	はい・いいえ	平26条例79第7条 （平11厚令38第5条） 平11老企22第2・3(3)
3 サービス提供困難時の対応	(1) 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第8条 （平11厚令38第6条）
4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	平26条例79第9条 （平11厚令38第7条）
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。	はい・いいえ	平26条例79第10条 （平11厚令38第8条）
	(2) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第10条 （平11厚令38第8条）
	(3) 要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	平26条例79第10条 （平11厚令38第8条）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
6 身分を証する書類の携行	(1) 事業所の介護支援専門員に身分を証する書類（介護支援専門員証）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	はい・いいえ	平26条例79第11条 （平11厚令38第9条）
7 利用料等の受領	(1) 居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。 ※ 償還払いの場合であっても、原則として利用者負担は生じないこととします。 ※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第12条第1項 （平11厚令38第10条第1項）
	(2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第12条第2項 （平11厚令38第10条第2項）
	(3) (2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第12条第3項 （平11厚令38第10条第3項）
	(4) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	はい・いいえ・該当なし	法46条第7項 (準用法第41条第8項)
	(5) 領収証に、居宅介護支援について利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はい・いいえ・該当なし	施行規則第78条
8 保険給付の請求のための証明書の交付	(1) 提供したサービスについて利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第13条 （平11厚令38第11条）
9 指定居宅介護支援の基本取扱方針	(1) 居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。	はい・いいえ	平26条例79第14条 （平11厚令38第12条）
	(2) 自ら提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	平26条例79第14条 （平11厚令38第12条）
10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針	(1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第1号 （平11厚令38第13条第1号）
	(2)-1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第2号 （平11厚令38第13条第2号）
	(2)-2 居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」といいます。）を行っていませんか。 ※ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。	はい・いいえ	平26条例79第15条第2の2号 平11老企22第2・3(8)③
	(2)-3 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第2の3号 平11老企22第2・3(8)③

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 なお、平26条例79第31条の規定に基づき、当該記録は２年間保存してください。		
	(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第3号（平11厚令38第13条第3号）
	※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、継続的な支援という観点に立ち、計画的に居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはなりません。		平11老企22第2・3(8)④
	(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第4号（平11厚令38第13条第4号）
	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第5号（平11厚令38第13条第5号）
	※　介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、居宅サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければなりません。 　特定の居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはなりません。 　また、例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはなりませんが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはなりません。		平11老企22第2・3(8)⑥
	(6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第6号（平11厚令38第13条第6号）
	※ 居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。このため介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなります。 ※ 課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。		平11老企22第2・3(8)⑦
	(7) 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」といいます。）に当たっては、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の別紙４「課題分析標準項目」に示す項目を踏まえ、適切な方法により行われていますか。	はい・いいえ	平成11年11月12日老企第29号
	(8) 介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第7号（平11厚令38第13条第7号）
	※ アセスメントに当たっては、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得てください。		平11老企22第2・3(8)⑧

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得てください。 ※ 当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録は、２年間保存しなければなりません。		
	(9) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討していますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第8号
	(10) 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。	はい・いいえ	（平11厚令38第13条第8号）
	※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、居宅サービス計画原案を作成しなければなりません。 ※ 居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。 ※ 居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び各居宅サービス等の評価を行い得るようにすることが重要です。 ※ 提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すもので、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではありません。		平11老企22第2・3(8)⑨
	(11) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議(*)をいいます。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 (*) テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」といいます。）を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（利用者等）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。	はい・いいえ	平26条例79第15条第9号 （平11厚令38第13条第9号）
	※ 利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意してください。 ※ やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができます。ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、以下のような場合が想定されます。 ① 利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限ります）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」といいます。）の意見を勘案して必要と認める場合 ② 開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合 ③ 居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合 ※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいいます。）を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（利用者等）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		平11老企22第2・3 (8)⑩

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が１ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定しています。なお、ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師であり、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことから、利用者又はその家族等に確認する方法等により、適切に対応してください。また、サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましいです。		
	※ 当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、２年間保存しなければなりません。		
	(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第10号 （平11厚令38第13条第10号）
	※ 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。利用者に選択を求めることは介護保険制度の基本理念です。		平11老企22第2・3(8)⑪
	※ 居宅サービス計画の原案とは、居宅サービス計画書の第１表から第３表まで、第６表及び第７表に相当するものすべて（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の別紙１に示す標準様式）を指します。		
	※ 主治医や保険給付対象外のサービス事業者等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合には、主治医、事業者等への情報提供を行うようにしてください（「要介護認定結果及びサービス計画の情報提供について」（平成12年4月11日老振第24号・老健第93号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連盟通知））。		
	(13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を遅滞なく利用者及び担当者に交付していますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第11号 （平11厚令38第13条第11号）
	※ 担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画（以下「個別サービス計画」といいます。）における位置付けを理解できるように配慮する必要があります。		平11老企22第2・3(8)⑫
	※ 居宅サービス計画は、２年間保存しなければなりません。		
	※ 利用者の課題分析（基準第13条第６号）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（基準第13条第12号）に掲げる一連の業務については、基準第１条の２に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものですが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければなりません。		
	(14) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいいます。）等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第12号 （平11厚令38第13条第12号）
	※ 居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。		平11老企22第2・3(8)⑬
	※ 担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいです。		
	※ サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	です。		
	(15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含みます。以下「モニタリング」といいます。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第13号 （平11厚令38第13条第13号）
	※ 介護支援専門員は、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要であり、モニタリングを行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。		平11老企22第2・3(8)⑭
	※ 利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、サービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。		
	(16) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第13号の2 （平11厚令38第13条第13号の2）
	※ 利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報です。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、 ・ 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・ 薬の服用を拒絶している ・ 使いきらないうちに新たに薬が処方されている ・ 口臭や口腔内出血がある ・ 体重の増減が推測される見た目の変化がある ・ 食事量や食事回数に変化がある ・ 下痢や便秘が続いている ・ 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況 等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。		平11老企22第2・3(8)⑭
	(17) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより実施していますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第14号 （平11厚令38第13条第14号）
	① 少なくとも１月に１回、利用者と面接していますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第14号ア
	② 面接は利用者の居宅を訪問することによって行っていますか。 ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとします。 ○ テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 ○ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 ・ 利用者の心身の状況が安定していること。 ・ 利用者がテレビ電話装置等を利用して意思疎通を行うこができること。 ・ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは、把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。	はい・いいえ	平26条例79第15条第14号イ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当です。また、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		平11老企22第2・3(8)⑮
	③ 少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録していますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第14号ウ
	※ テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、以下のイからホに掲げる事項について留意する必要があります。		平11老企22第2・3(8)⑮
	イ 文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は２月に１回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要です。なお、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、後述のロの要件の観点からも、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されていません。		
	ロ 利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要です。 ・介護者の状況の変化が無いこと。 ・住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含みます） ・ サービス（保険外サービスも含みます）の利用状況に変更が無いこと		
	ハ テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の応対ができることが必要です。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えありません。		
	ニ テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要があります。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要です。なお、サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、国が定めた「情報連携シート」を参考にしてください。		平成21年3月13日老振発0313001号「居宅介護支援費の入院時情報連携加算及び退院・退所加算に係る様式例の提示について」別紙3
	ホ 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会も想定されますが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要です。		
	※ 「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。		
	※ 当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。		
	※ モニタリングの結果の記録は、２年間保存しなければなりません。		
	(18) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	はい・いいえ	平26条例79第15条第15号（平11厚令38第13条第15号）
	① 要介護認定を受けている利用者が法第28条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合		
	② 要介護認定を受けている利用者が法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合		
	※ ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとします。ここでいうやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等です。		平11老企22第2・3(8)⑯

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※　当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、２年間保存しなければなりません。 　また、上記担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様です。		
	(19) 介護支援専門員は、(3)から(14)までの規定について、居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。 ※　介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画の作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。 　なお、利用者の希望による「軽微な変更」（例えば、サービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準第13条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はありません。 ※　ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、基準第13条第13号に規定したとおりです。 「軽微な変更」の考え方については、「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」（令和3年3月31日老介発0331第１号厚生労働省老健局介護保険計画課長ほか通知）の「３ケアプランの軽微な変更の内容について（ケアプラン作成）及び４（サービス担当者会議）」を参照してください。	はい・いいえ	平26条例79第15条第16号 （平11厚令38第13条第16号） 平11老企22第2・3 (8)⑰
	(20) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。 ※ 介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってください。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第17号 （平11厚令38第13条第17号） 平11老企22第2・3(8)⑱
	(21) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。 ※　あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居宅サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第18号 （平11厚令38第13条第18号） 平11老企22第2・3(8)⑲
	(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に「生活援助中心型」の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービス内容とその方針を明確に記載していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12老企36第2・2(6)
	(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(*)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。 (*) 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護 　次に掲げる要介護区分に応じて、それぞれ当該イからホまでに定める回数 イ　要介護１　１月につき 27回 ロ　要介護２　１月につき 34回 ハ　要介護３　１月につき 43回 ニ　要介護４　１月につき 38回 ホ　要介護５　１月につき 31回 　基準第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める訪問介護：生活援助が中心である訪問介護	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第18号の2 （平11厚令38第13条第18号の2） 平成30年厚生労働省告示第218号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※　「生活援助中心型」の訪問介護の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であるため、一定回数以上位置づける場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければなりません。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（軽微な変更を除きます。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の「生活援助中心型」の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市町村に届け出てください。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言います。 　なお、居宅サービス計画の届出頻度について、一度市が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、１年後でよいものとします。		平11老企22第2・3(8)⑳
	(24) 介護支援専門員は、その勤務する居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「サービス費」といいます。）の総額が、支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が「厚生労働大臣が定める基準(*)」に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第18号の3 （平11厚令38第13条第18号の3）
	※ 居宅サービス計画の届出（基準第18号の3） 居宅サービス計画に位置づけられた介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第66条に規定する居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位数（「居宅サービス等合計単位数」といいます。）が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が「厚生労働大臣が定める基準(*)」（基準第13条第18号の3の規定により厚生労働大臣が定める基準をいいます。）に該当する場合に、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当です。このため、基準第13条第18号の3は、当該基準に該当する場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものです。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（「軽微な変更」を除きます。）した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、翌月の末日までに市町村に届け出てください。なお、ここでいう当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいいます。		平11老企22第2・3(8)㉑
	(*) 厚生労働大臣が定める基準 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準について、居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「サービス費」といいます。）の総額が介護保険法第43条第２項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合を100分の70以上とし、訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合を100分の60以上とするもの。		令和3年9月14日　老発0914第1号　「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について（通知）
	(25) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第19号 （平11厚令38第13条第19号）
	※　訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限ります）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限ります）については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られます。 　介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認し		平11老企22第2・3(8)㉒
	(26) (25)の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第19号の2 （平11厚令38第13条第19号の2）
	※　利用者が医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければなりません。		平11老企22第2・3(8)㉒

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えありません。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましいです。		
	(27) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行うものとしていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第20号（平11厚令38第13条第20号）
	(28) 介護支援専門員は、医療サービス以外の居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第20号（平11厚令38第13条第20号）
	(29) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第21号（平11厚令38第13条第21号）
	(30) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第22号（平11厚令38第13条第22号）
	(31) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第22号（平11厚令38第13条第22号）
	(32) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第23号（平11厚令38第13条第23号）
	※ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。 対象福祉用具（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第199条第２号に定める対象福祉用具をいいます。以下同じ。）を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければなりません。なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられます。		平11老企22第2・3(8)㉔
	※ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければなりません。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえてください。		
	ア 介護支援専門員は、要介護１の利用者（以下「軽度者」といいます。）の居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者(注１)であることを確認するため、当該軽度者の調査票(注２)について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しを市町村から入手しなければなりません。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければなりません。		
	※ 平成27年厚生省告示第94号 第31号のイ 注１ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者 (1) 車いす及び車いす付属品（次のいずれかに該当する者） (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者 (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品（次のいずれかに該当する者） (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者 (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者 (4) 認知症老人徘徊感知機器（次のいずれにも該当する者） (一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者 (5) 移動用リフト(つり具の部分を除きます）（次のいずれかに該当する者） (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 (6) 自動排泄処理装置（次のいずれにも該当する者） (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者 注２ ：「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年3月24日厚生省告示第91号）別表第１の調査票		平27厚労告94第31号
	イ 介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を福祉用具貸与事業者へ送付しなければなりません。		平11老企22第2・3(8)㉔
	ウ 介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）の第二の９(4)①ウの判断方法（注３）による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同ⅰ）からⅲ）までのいずれかに該当する者について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師からの所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければなりません。この場合において、介護支援専門員は、福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。		
	注３ 「算定の可否の判断基準」平12老企36第2・9（4）①ウ ⅰ）疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に（平成27年厚生省告示第94号）第31号のイに該当する者 （例 パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象） ⅱ）疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第94号告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者 （例 がん末期の急速な状態悪化） ⅲ）重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号のイに該当すると判断できる者 （例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）		平12老企36第2・9(4)①ウ
	(33) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又はサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第24号 （平11厚令38第13条第24号）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	連合を統括し、連絡を行なって、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。		24号)
	(34) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第25号(平11厚令38第13条第25号)
	(35) 地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者から介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、介護予防支援業務を受託することによって、居宅介護支援事業者が本来行うべき居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第26号(平11厚令38第13条第26号)
	(36) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議（地域ケア会議）から、同条第2項の検討（個別ケースの支援内容の検討）を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第15条第27号(平11厚令38第13条第27号)
11 法定代理受領サービスに係る報告	(1) 毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	はい・いいえ	平26条例79第16条第1項(平11厚令38第14条)
	(2) 居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会）に対して提出していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第16条第2項(平11厚令38第14条)
12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者から申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第17条(平11厚令38第15条)
13 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第18条(平11厚令38第16条)
14 管理者の責務	(1) 管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい・いいえ	平26条例79第19条第1項(平11厚令38第17条)
	(2) 管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ	平26条例79第19条第2項(平11厚令38第17条)
	※ 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定居宅介護支援の提供を行うため、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う必要があります。また、管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要です。		平11老企22第2・3(12)
15 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」といいます。）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域	はい・いいえ	平26条例79第20条(平11厚令38第18条)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	⑥　虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦　その他運営に関する重要事項		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ ②の「職員」については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。 職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第2条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。）。 ※ ④の「居宅介護支援の提供方法及び内容」については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。 ※ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えて居宅介護支援が行われることを妨げるものではありません。 ※ ⑥の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。		平11老企22第2・3(13)
16 勤務体制の確保	(1) 利用者に対し適切な居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 ※ 当該勤務の状況等は、事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の介護支援専門員を含めて当該事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。	はい・いいえ	平26条例79第21条第1項 （平11厚令38第19条第1項） 平11老企22第2・3 (14)①
	(2) 事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りではありません。 ※ 当該事業所の管理者の指揮命令が介護支援専門員に対して及ぶことが要件となりますが、雇用契約に限定されるものではありません。	はい・いいえ	平26条例79第21条第2項 （平11厚令38第19条第2項） 平11老企22第2・3(14)②
	(3) 介護支援専門員の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 ※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 ※ 特に、介護支援専門員実務研修終了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後６月から１年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければなりません。	はい・いいえ	平26条例79第21条第3項 （平11厚令38第19条第3項） 平11老企22第2・3(14)③
	(4) 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」といいます。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」といいます。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。	はい・いいえ	平26条例79第21条第4項 （平11厚令38第19条第4項） 平11老企22第2・3(14)④

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	a　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b　相談（苦情を含みます。以下同じです。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）も、令和４年４月１日から義務化となりました。 ロ　事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イの必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html） 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれからの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましいです。		
17 業務継続計画の策定等	(1) 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	平26条例79第21条の2第1項
	○ 「業務継続計画」 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画です。		（平11厚令38第19条の2）
	(2) 介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	平26条例79第21条の2第2項
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をしていますか。	はい・いいえ	平26条例79第21条の2第3項
	※　感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。利用者がサービス利用を継続する上で、居宅介護支援事業者が重要な役割を果たすことを踏まえ、関係機関との連携等に努めることが重要です。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第19条の2に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。		平11老企22第2・3(15)①
	※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではあり		平11老企22第2・3(15)②

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	共同で業務組織計画を一体的に策定することも別々にもつことも妨げません。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携		
	研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしてください。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。		平11老企22第2・3(15)③
	訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		平11老企22第2・3(15)④
18 設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	はい・いいえ	平26条例79第22条 （平11厚令38第20条）
	※ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、他の事業の用に要するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えありません。なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。		平11老企22第2・3（16）①
	※ 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください。		平11老企22第2・3（16）②
	※ 居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保してください。 ただし、他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品を使用することができます。		平11老企22第2・3（16）③
19 従業者の健康管理	介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ	平26条例79第23条 （平11厚令38第21条）
20 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知していますか。 ○ 委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。	はい・いいえ	平26条例79第23条の2第1号 （平11厚令38第21条の2）
	(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	平26条例79第23条の2第2号
	(3) 事業所において、介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	平26条例79第23条の2第3号
	※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとしてください。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス		平11老企22第2・3(17)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	事業者との連携等により行うことも差し支えありません。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」といいます。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（「感染対策担当者」といいます。）を決めておくことが必要です。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 ※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましいです。）、感染対策担当者（看護師が望ましいです。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 　感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 　また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 　感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、ロの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいです。		平11老企22第2・3(17)イ
	ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市介護保険課等の関係機関との連携、報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。		平11老企22第2・3(17)ロ
	ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 　介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。 　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		平11老企22第2・3(17)ハ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
21 掲示等	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に閲覧させることで、掲示に代えることができます。	はい・いいえ	平26条例79第24条第1項 (平11厚令38第22条第1項) 平11老企22第2・3(18)① 平26条例79第24条第2項 (平11厚令38第22条第2項)
	(2) 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 ※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。 重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり次に掲げる点に留意する必要があります。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 ロ 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 ハ 介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定居宅介護支援事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第22条第３項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第１項の規定による掲示は行う必要がありますが、これを同条第２項や基準省令第31条第１項の規定に基づく措置に代えることができます。	はい・いいえ	平26条例79第24条第3項 (平11厚令38第22条第3項) 平11老企22第2・3(18)①
22 秘密保持	(1) 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平26条例79第25条第1項 （平11厚令38第23条第1項)
	(2) 介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。	はい・いいえ	平26条例79第25条第2項 （平11厚令38第23条第2項) 平11老企22第2・3(19)②
	(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意については、居宅介護支援開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。	はい・いいえ	平26条例79第25条第3項 （平11厚令38第23条第3項) 平11老企22第2・3 (19)③
	(4) 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「個人情報に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省）」（以下「ガイダンス」といいます。）に基づき、入所者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 ⇒ 貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について、該当箇所に○をつけてください。 安全管理措置：□規定の整備（規定の名称：　　）／□組織体制の整備／□研修の実施／□その他（　　）	はい・いいえ	個人情報保護法 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	第三者提供に係る記録の方法：□その都度記録を作成 □一括して記録を作成 □その他（　　）		
	苦情対応窓口の有無：□有（部署名：　　） □無		
	※　「個人情報の保護に関する法律」の概要 ①　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除きます。） ②　個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること ③　個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイダンスⅢ４（２）」を参照） ④　第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法によります。最長３年） ⑤　保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること ⑥　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること ※ 改正個人情報保護法（H29.5.30施行）では、5,000件以下の個人情報取扱事業者も対象となりました。 ※ 用語の定義 ・個人情報・・・ 生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・個人データ・・・ 個人情報データベース等を構成する個人情報 ・要配慮個人情報・・・ 本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 ※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。		
23 広告	(1) 居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	はい・いいえ	平26条例79第26条 （平11厚令38第24条）
24 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等	(1) 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	はい・いいえ	平26条例79第27条第1項 （平11厚令38第25条第1項）
	※ 事業者又は管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を		平11老企22第2・3(20)①

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	得るために、解決すべき課題に則さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けることがあってはなりません。		
	(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	はい・いいえ	平26条例79第27条第2項 （平11厚令38第25条第2項）
	(3) 居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	はい・いいえ	平26条例79第27条第3項 （平11厚令38第25条第3項）
25 苦情処理	(1) 自ら提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 ※ 居宅介護支援等についての苦情の場合には、利用者又はその家族、居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。 ※ 当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等をサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所にも掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載するべきものです。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、「21 掲示等」に準じます。	はい・いいえ	平26条例79第28条第1項 （平11厚令38第26条第1項） 平11老企22第2・3(21)① 平11老企22第2・3(21)④
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※ 苦情の内容等の記録は、２年間保存しなければなりません。なお、記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	はい・いいえ	平26条例79第28条第2項 （平11厚令38第27条第2項） 平11老企22第2・3(21)②
	(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ	平26条例79第28条第3項 （平11厚令38第26条第3項）
	(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ	平26条例79第28条第4項 （平11厚令38第26条第4項）
	(5) 自ら居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第28条第5項 （平11厚令38第26条第5項）
	(6) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第28条第6項 （平11厚令38第26条第6項）
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第28条第7項 （平11厚令38第26条第7項）
26 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいです。	はい・いいえ	平26条例79第29条第1項 （平11厚令38第27条第1項） 平11老企22第2・3(22)①
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録していますか。 ※ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録は、２年間保存しなければなりません。なお、記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。	はい・いいえ	平26条例79第29条第2項 （平11厚令38第27条第2項） 平11老企22第2・3(22)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(3) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、もしくは賠償資力を有することが望まれます。	はい・いいえ	平26条例79第29条第3項（平11厚令38第27条第3項）

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。		平11老企22第2・3(22)②、③
27 高齢者虐待の防止	(1) 事業所の従業者は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第5条
	※ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。 ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		高齢者虐待防止法第2条
	(2) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第20条
	(3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知していますか。 ※ 委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができます。	はい・いいえ	平26条例79第29条の2第1号 （平11厚令38第27条の2）
	(4) 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい・いいえ	平26条例79第29条の2第2号
	(5) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	平26条例79第29条の2第3号
	(6) (3)から(5)までの措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい・いいえ	平26条例79第29条の2第4号
	※ 次に掲げる観点から指定居宅介護支援事業所における虐待の防止に関する措置を講じてください。 ・虐待の未然防止 居宅介護支援事業者は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 ・虐待等の早期発見 居宅介護支援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切に対応してください。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、居宅介護支援事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。		平11老企22第2・3(23)
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号） 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」といいます。）は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割		平11老企22第2・3(23)①

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	各委員の役割や責任を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針(第２号) 居宅介護支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 イ　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項 ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定居宅介護支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該居宅介護支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号） 居宅介護支援事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。		平11老企22第2・3(23)② 平11老企22第2・3(23)③ 平11老企22第2・3(23)④

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましいです。）、感染対策担当者（看護師が望ましいです。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
28 会計の区分	(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※ 具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ① 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） ② 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号） ③ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日老高発第0329第1号）	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第30条 （平11厚令38第28条） 平11老企22第2・3(24)
29 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ	平26条例79第31条第1項 （平11厚令38第29条第1項）
	(2) 下記①～⑥に掲げる記録等を整備し、その完結の日から２年間保存していますか。 ① 条例第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳 イ 居宅サービス計画 ロ 条例第15条第７号に規定するアセスメントの結果の記録 ハ 条例第15条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録 ニ 条例第15条第14号に規定するモニタリングの結果の記録 ③ 条例第15条第２号の３の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 条例第18条に規定による市町村への通知に係る記録 ⑤ 条例第28条第２項に規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 条例第29条第２項に規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	はい・いいえ	平26条例79第31条第2項 （平11厚令38第29条第2項）
	※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。		平11老企22第2・3(25)
30 電磁的記録等	(1) 電磁的方法により、作成、保存を行っている書面がありますか。 ※ 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。）で行うことが規定されているもの又は想定されているもの（資格証や被保険者証は除きます。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）により行うことができます。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第33条第1項 （平11厚令38第31条第1項）
	※ ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によるものとしてください。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によるものとしてください。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法		平11老企22第2・5(1)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	表示するデータおよび保存する方法		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③　その他、基準第31条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によるものとしてください。 ④　また、電磁的記録により行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
	(2) 電磁的方法により、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものを行う際は、相手方の承諾を得ていますか。 ※ 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（「交付等」といいます。）のうち、書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいいます。）によることができます。 ※ ①　電磁的方法による交付は、基準第4条第2項から第8項までの規定（“1 内容及び手続の説明及び同意”）に準じた方法によること。 ②　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 ③　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 ④　その他、基準第31条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ⑤　また、電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。	はい・いいえ・該当なし	平26条例79第33条第2項 （平11厚令38第31条第2項） 平11老企22第2・5(2)
第４　変更の届出等			
1 変更の届出等	(1) 事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、１０日以内にその旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出ていますか。 ①　事業所の名称及び所在地 ②　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③　申請者の登記事項証明書又は条例等 ④　事業所の平面図 ⑤　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥　運営規程 ⑦　介護支援専門員の氏名及びその登録番号 ※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（市福祉部介護保険課）に届け出てください。	はい・いいえ・該当なし	法第82条第1項 施行規則第133条 法第82条第2項
第５　その他			
1 介護サービス情報の公開	(1) 指定情報公表センターへ年１回、基本情報と運営情報を報告するとともに、見直しを行っていますか。 ※ 新規事業所は基本情報のみ報告し、既存事業所は基本情報と運営情報を報告します。 ※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。	はい・いいえ・該当なし	法第115条の35第1項 施行規則第140条の43、44、45

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
2 業務管理体制の整備	(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 （届出先） ① 指定事業所が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣 ② 指定事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、２以下の地方厚生局に所在する事業者・・・主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が川越市に所在する事業者・・・川越市長（市福祉部介護保険課） ④ ①～③以外の事業者・・・埼玉県知事 ※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。 ※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。 ア　事業所数20未満・整備届出事項 ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 イ　事業所数20以上100未満 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 ウ　事業所数100以上 ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要	はい・いいえ	法第115条の32第1項、第2項
	(2) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	はい・いいえ	
	(3) 業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 ⇒ 行っている具体的な取組 該当箇所に○をつけるとともに、⑤については、その内容を記入してください。 ① □ 介護報酬の請求等のチェックを実施 ② □ 内部通報、事故報告に対応している ③ □ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している ④ □ 法令遵守規程を整備している ⑤ □ その他（　　）	はい・いいえ	
	(4) 業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。	はい・いいえ	
	(5) 業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いいえ	

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
介護給付費の算定及び取扱い			
1 基本的事項	(1) 費用の額は、平成12年厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告20第1号
	(2) 費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	はい・いいえ	平12厚告20第2号
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	はい・いいえ	平12厚告20第3号
2 居宅介護支援費	(1) 利用者に対して居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している居宅介護支援事業者について、次に掲げる各区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。 居宅介護支援費（1月につき） (1) 居宅介護支援費(Ⅰ) (一) 居宅介護支援費(ⅰ) 1月あたりの利用者数に、介護予防支援の利用者数に3分の1を乗じた数を加えた数を、事業所の介護支援専門員の員数（常勤換算で得た数）で除して得た数（「取扱件数」といいます。）が、45未満の場合又は45以上の場合の45未満の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定します。 $\frac{\text{要介護者の数＋要支援者の数}\times 1/3}{\text{介護支援専門員の数（常勤換算方法）}}$ ＝ 取扱件数 a 要介護１又は要介護２ 1,086単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 1,411単位 (二) 居宅介護支援費(ⅱ) 取扱件数が45以上の場合の45以上60未満の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定します。 a 要介護１又は要介護２ 544単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 704単位 (三) 居宅介護支援費(ⅲ) 取扱件数が40以上の場合の60以上の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定します。 a 要介護１又は要介護２ 326単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 422単位 (2) 居宅介護支援費(Ⅱ) ※ (2)については、ケアプランデータ連携システムの活用又は事務職員の配置を行っている指定居宅介護支援事業者が、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において（＊）基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定します。 (一) 居宅介護支援費(ⅰ) 取扱件数が、50未満の場合又は50以上の場合の50未満の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定します。 a 要介護１又は要介護２ 1,086単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 1,411単位 (二) 居宅介護支援費(ⅱ) 取扱件数が50以上の場合の50以上60未満の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定します。 a 要介護１又は要介護２ 527単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 683単位 (三) 居宅介護支援費(ⅲ) 取扱件数が45以上の場合の60以上の部分について、利用者の要介護状態区分に応じて算定します。 a 要介護１又は要介護２ 316単位 b 要介護３、要介護４又は要介護５ 410単位	はい・いいえ	平12厚告20別表 平12厚告20別表イ注1イ 平12厚告20別表イ注1ロ 平12厚告20別表イ注1ハ 平12厚告20別表イ注2 平12厚告20別表イ注2イ 平12厚告20別表イ注2ロ 平12厚告20別表イ注2ハ

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	（＊）基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書とは 毎月市町村に対し、居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスとして位置づけられたものに関する情報を記載した文書をいいます。		基準第14条第1項
	※ 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合には、死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、給付管理票を市町村（審査支払いを国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定します。		平12老企36第3・1
	※ 月の途中で、事業者の変更がある場合には、利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い、給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定します（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除きます）。		平12老企36第3・2
	※ 月の途中で、要介護度に変更があった場合には、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求します。		平12老企36第3・3
	※ 月の途中で、利用者が他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成します。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されます。		平12老企36第3・4
	※ サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できません。ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」といいます。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができます。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておいてください。		平12老企36第3・5
	(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表イ注3
	※ 別に厚生労働大臣が定める基準 基準第27条の2に規定する基準に適合していること。		平27厚労告95第82の2号
	※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅介護支援等基準第27条の２に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することになります。		平12老企36第3・8
	(3) 業務継続計画未策定減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表イ注4
	※ 別に厚生労働大臣が定める基準 基準第19条の2第1項に規定する基準に適合していること。		平27厚労告95第82の3号
	※ 業務継続計画未策定減算については、指定居宅介護支援等基準第19条の２第１項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することになります。 なお、経過措置として、令和７年３月31日までの間、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。		平12老企36第3・9

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(4) 同一建物減算 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」といいます。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除きます。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表イ注5
	※ 「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含みます。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。		平12老企36第3・10（1）
	※ 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除きます。）の定義 ① 「指定居宅介護支援事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物」とは、「同一敷地内建物」に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 ② この場合の利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とします。		平12老企36第3・10（2）
	※ 本取扱いは、指定居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。 ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合		平12老企36第3・10（3）
	※ 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当します。		平12老企36第3・10（4）
	(5) 運営基準減算 ① 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定していますか。	はい・いいえ・該当なし	平27厚労告95第82号 平12厚告20別表イ注6
	② 運営基準減算が２月以上継続している場合は、所定単位数は算定していませんか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表イ注6
	※ 別に厚生労働大臣が定める基準 以下の①から⑧に定める規定に適合していないこと。 ① 基準第4条第2項（居宅サービス事業者等の選定等に係る説明及び同意） ② 基準第13条第７号（アセスメントに当たり居宅訪問による面接） ③ 基準第13条第９号（計画原案に係るサービス担当者会議の開催） ④ 基準第13条第10号（居宅サービス計画原案の利用者又はその家族に対する説明と同意） ⑤ 基準第13条第11号（居宅サービス計画の利用者及び担当者への交付） ⑥ 基準第13条第14号（１月１回の居宅訪問等・面接及びモニタリング結果の記録） ⑦ 基準第13条第15号（更新認定時等のサービス担当者会議開催） ⑧ 基準第13条第16号（①から⑦の規定を計画変更時に準用）		

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 居宅介護支援の業務が適切に行われない場合 (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 (2) 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に減算します。 ① 事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」といいます。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 ② 事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除きます。以下同じです。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 ③ 事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 (3) 次に掲げる場合においては、事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合 ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 (4) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、次の場合に減算します。 ① 事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 イ １月に１回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。 ロ 次のいずれにも該当する場合であって、２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。 a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 ・ 利用者の心身の状況が安定していること。 ・ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 ・ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ② 事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が１月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 ※ 運営基準減算の対象となる規定の遵守について市長から指導があり、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものです。 (6) 基本単位の取扱いについて		平12老企36第3・6 平12老企36第3・7

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	(1) 取扱件数の取扱い 事業所全体の利用者とは、月末に給付管理を行っている者をいいます。 (2) ケアプランデータ連携システムの活用 公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム」は、いわゆる「ケアプランデータ連携システム」を指しており、ケアプランデータ連携システムの利用申請をし、クライアントソフトをインストールしている場合に当該要件を満たしていることとなり、当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問いません。 (3) 事務職員の配置 事務職員については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員としますが、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えありません。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められます。勤務時間数については特段の定めを設けていませんが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要があります。 (4) 居宅介護支援費の割り当て 居宅介護支援費(ⅰ)、(ⅱ)又は(ⅲ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、１件目から44件目（常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、45にその数を乗じた数から１を減じた件数（小数点以下の端数が生じる場合にあっては、その端数を切り捨てた件数）まで）については居宅介護支援費(ⅰ)を算定し、45件目（常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、45にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費(ⅱ)又は(ⅲ)を算定してください。 ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は、「44件目」を「49件目」と、「45」を「50」と読み替えてください。		
	(7) 中山間地域等居住者加算 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める地域 「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）の第２を参照ください。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表イ注9
	(8) 特定事業所集中減算 ① 下記の基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、１月につき200単位を所定単位数から減算していますか。 ※ 厚生労働大臣が定める基準（平成30年4月1日から） 正当な理由なく、事業所において前６月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいいます。）又は地域密着型通所介護（訪問介護サービス等といいます。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていることをいいます。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表イ注10 平27厚労告95第83号
	② 毎年度２回、特定事業所集中減算に該当するかどうかの判定を適切に行っていますか。	はい・いいえ・該当なし	平12老企36第3・13
	※ 特定事業所集中減算の取扱いについて (1) 判定期間と減算適用期間 居宅介護支援事業所は、毎年度２回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用します。 ① 判定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月１日から３月31日まで。 ② 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日まで		平12老企36第3・ 13

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	適用期間を4月1日から9月30日まで。 (2) 判定方法 事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（紹介率最高法人）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算します。 （具体的な計算式） 事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算します。 ○　当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数 (3) 算定手続 判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市長に提出しなければなりません。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければなりません。 ①　判定期間における居宅サービス計画の総数 ②　訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 ③　訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所及び代表者名 ④　(2)の算定方法で計算した割合 ⑤　(2)の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 (4) 正当な理由の範囲 (3)で判定した割合が80%以上あった場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市長に提出してください。なお、市長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものでありますが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市長において判断します。 ①　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 （例）　訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用されます。 （例）　訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されません。 ②　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合 ③　判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合 ④　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合 （例）　訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月		平12老企36第3・ 13 平12老企36第3・ 13 平12老企36第3・13

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算は適用されます。 ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合 （例） 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの ⑥ その他正当な理由と市長が認めた場合		
	(9) サービス種類相互間の算定関係 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除きます。）又は小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除きます。）、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除きます。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除きます。）もしくは複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除きます。）を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定していませんか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表イ注11
3 初回加算	(1) 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、居宅介護支援を行った場合その他の下記基準に適合する場合は、1月につき300単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表ロ
	※ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれかに該当している場合 イ 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、居宅介護支援を行った場合 ロ 要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合		平27厚労告94第56号
	※ 具体的には次のような場合に算定されます。 ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合		平12老企第36第3・12
	※ 運営基準減算に該当する場合は算定できません。		平12厚告20別表ロ注
4 特定事業所加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った居宅介護支援事業所は、1月につき下記に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 イ 特定事業所加算（Ⅰ） 519単位 ロ 特定事業所加算（Ⅱ） 421単位 ハ 特定事業所加算（Ⅲ） 323単位 ニ 特定事業所加算（A） 114単位	はい・いいえ・該当なし 加算の種類 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A	平12厚告20別表ハ 平12厚告20別表ハ注
	※ 厚生労働大臣が定める基準 イ 特定事業所加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平27厚労告95第84号イ
	(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとする。		平27厚労告95第84号イ(1)
	(2) 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と		平27厚労告95第84号イ(2)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	兼務をしても差し支えないものとする。		
	(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。		平27厚労告95第84号イ(3)
	(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。		平27厚労告95第84号イ(4)
	(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。		平27厚労告95第84号イ(5)
	(6) 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		平27厚労告95第84号イ(6)
	(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること。		平27厚労告95第84号イ(7)
	(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修会等に参加していること。		平27厚労告95第84号イ(8)
	(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。		平27厚労告95第84号イ(9)
	(10) 居宅介護支援事業所において居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり45名未満であること。ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満であること。		平27厚労告95第84号イ(10)
	(11) 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。		平27厚労告95第84号イ(11)
	(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。		平27厚労告95第84号イ(12)
	(13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいいます。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいいます。）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。		平27厚労告95第84号イ(13)
	ロ　特定事業所加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平27厚労告95第84号ロ
	(1) イ(2)、(3)、(4)及び(6)から(13)までの基準に適合すること。		平27厚労告95第84号ロ (1)
	(2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとします。		平27厚労告95第84号ロ (2)
	ハ　特定事業所加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平27厚労告95第84号ハ
	(1) イ(3)、(4)及び(6)から(13)までの基準に適合すること。		平27厚労告95第84号ハ (1)
	(2) ロ(2)の基準に適合すること。		平27厚労告95第84号ハ (2)
	(3) 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務を		平27厚労告95第84号ハ (3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	し、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとします。		
	ニ　特定事業所加算（A） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		平27厚労告95第84号ニ
	(1) イ(3)、(4)及び(6)から(13)までの基準に適合すること。ただし、イ(4)、(6)、(11)及び(12)の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとします。		平27厚労告95第84号ニ (1)
	(2) ロ(2)の基準に適合すること。		平27厚労告95第84号ニ (2)
	(3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を1名以上配置していること。ただし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとします。		平27厚労告95第84号ニ (3)
	(4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。）で１以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（(1)で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限ります。）の職務と兼務をしても差し支えないものとし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えないものとします。		平27厚労告95第84号ニ (4)
	※　特定事業所加算について		平12老企36第3・14
	(1)　趣旨 特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。		平12老企36第3・14(1)
	(2)　基本的取扱方針 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（A）の対象となる事業所については、 ・　公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・　常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であること が必要となります。		平12老企36第3・14(2)
	(3)　厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針 大臣基準告示（H27厚労告95）第84号に規定する各要件の取扱については、次に定めるところによります。		平12老企36第3・14(3)
	①(1)関係 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事務所の職務を兼務しても差し支えありません。 なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。		平12老企36・第3・14(3)①
	②(2)関係 常勤かつ専従の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けている場合に限ります。 ⑭から⑯において同じ。）の職務と兼務をしても差し支えないものとします。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提		平12老企36・第3・14(3)②

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。また、常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に、主任介護支援専門員を2名置く必要があります。したがって、各加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員2名及び介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置する必要があります。		
	③ (3)関係 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければなりません。 ア　議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度 (5) ケアマネジメントに関する技術 (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 (7) その他必要な事項 イ　議事については、記録を作成し、２年間保存しなければならないこと。 ウ　「定期的」とは、おおむね週１回以上であること。 また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		平12老企36・第3・14(3)③
	④ (4)関係 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることを言うものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能です。 なお、特定事業所加算(A)を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第23 条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得てください。		平12老企36・第3・14(3)④
	⑤ (5)関係 要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合が40%以上であることについては、毎月その割合を記録しておかなければなりません。 なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものでなければなりません。 また、(1)⑦の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に(1)⑤の40%要件の枠外として取り扱うことが可能です。（すなわち、当該ケースについては、要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能です。）		平12老企36・第3・14(3)⑤
	⑥ (6)関係 「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。 また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければなりません。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定することになります。		平12老企36・第3・14(3)⑥

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	該地区を特定した当該計画を策定することになります。 なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能です。		
	⑦ (7)関係 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければなりません。		平12老企36・第3・14(3)⑦
	⑧ (8)関係 多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指しています。 また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えありません。		平12老企36・第3・14(3)⑧
	⑨ (9)関係 特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、中立性を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業であることが必要です。		平12老企36・第3・14(3)⑨
	⑩ (10)関係 取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員１名当たり45名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満）であれば差し支えありませんが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しなければなりません。		平12老企36・第3・14(3)⑩
	⑪ (11)関係 協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいいます。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにしてください。 なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能です。		平12老企36・第3・14(3)⑪
	⑫ (12)関係 特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければなりません。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定しなければなりません。 なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能です。		平12老企36・第3・14(3)⑫
	⑬ (13)関係 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス（介護保険法第24条第２項に規定する介護給付等対象サービスをいいます。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいいます。		平12老企36・第3・14(3)⑬
	⑭ 特定事業所加算(Ⅱ)について 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事務所の職務（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除きます。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限ります。）を兼務しても差し支えありません。 なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、		平12老企36・第3・14(3)⑭

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。 また、常勤かつ専従の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。したがって、各加算を算定する事業所においては、主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置する必要があります。		
	⑮ 特定事業所加算(Ⅲ)について 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事務所の職務（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除きます。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限ります。）を兼務しても差し支えありません。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。 また、常勤かつ専従の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。したがって、各加算を算定する事業所においては、主任介護支援専門員及び介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置する必要があります。		平12老企36・第3・14(3)⑮
	⑯ 特定事業所加算(A)について 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員並びに常勤換算方法で１の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除きます。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限ります。）の職務を兼務しても差し支えないものとします。 なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。 また、常勤かつ専従の介護支援専門員1名並びに常勤換算方法で1の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員1名の合計2名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で1の合計3名を配置する必要があります。 この場合において、当該常勤換算方法で1の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限ります。）の職務と兼務しても差し支えありませんが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではありません。		平12老企36・第3・14(3)⑯
	⑰ その他 特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行ってください。また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行ってください。		平12老企36・第3・14(3)⑰
	(4) 手続 本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については提出してください。		平12老企36第3・13 (4)
5 特定事業所医療介護連携加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った居宅介護支援事業所として１月につき、125単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表ニ 平12厚告20別表ニ注

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	※ 厚生労働大臣が定める基準 次のいずれにも適合すること。 イ　前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数（退院・退所加算(Ⅰ)イ・ロ、(Ⅱ)イ・ロ、(Ⅲ)に規定する情報の提供を受けた回数をいいます。）の合計が35回以上であること。 ロ　前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。 ハ　特定事業所加算（Ⅰ）、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。		平27厚労告95第84号の2
	※ 特定事業所医療介護連携加算について (1)　基本的取扱方針 当該加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要です。 (2)　具体的運用方針 ア 退院・退所加算の算定実績について 退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において35回以上の場合に要件を満たすこととなります。 イ ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、算定回数が15回以上の場合に要件を満たすこととなります。なお、経過措置として、令和７年３月31日までの間は、従前のとおり算定回数が５回以上の場合に要件を満たすこととし、同年４月１日から令和８年３月31日までの間は、令和６年３月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に３を乗じた数に令和６年４月から令和７年２月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15 回以上である場合に要件を満たすこととするため、留意してください。 ウ 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定実績について 特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものですから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)のいずれかを算定していない月は特定事業所医療介護連携加算の算定はできません。		平12老企36第3・15
6 入院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は右記の基準に掲げる区分に従い、利用者１人につき１月に１回を限度として次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、(1)と(2)を同時に算定できません。 (1)　入院時情報連携加算(Ⅰ)　250単位 (2)　入院時情報連携加算(Ⅱ)　200単位	はい・いいえ・該当なし 加算の種類 Ⅰ・Ⅱ	平12厚告20別表ホ
	※　厚生労働大臣が定める基準 (1)　入院時情報連携加算(Ⅰ) 病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※入院日以前の情報提供を含みます。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含みます。 (2)　入院時情報連携加算(Ⅱ) 病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算		平27厚労告95第85号

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含みます。		
	※ 「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況（例えば、疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）及びサービスの利用状況をいいます。当該加算については、利用者１人につき、1月に1回を限度として算定することとします。		平12老企36第3・16
	※ 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録してください。なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられます。		
7 退院・退所加算	病院もしくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除きます。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限ります。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき１回を限度として所定単位数を算定していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。 また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定できません。 イ　退院・退所加算（Ⅰ）イ　450単位 ロ　退院・退所加算（Ⅰ）ロ　600単位 ハ　退院・退所加算（Ⅱ）イ　600単位 ニ　退院・退所加算（Ⅱ）ロ　750単位 ホ　退院・退所加算（Ⅲ）　900単位	はい・いいえ・該当なし 加算の種類 Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱイ・Ⅱロ・Ⅲ	平12厚告20別表へ
	※　厚生労働大臣が定める基準 イ　退院・退所加算（Ⅰ）イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設（以下「病院等」といいます。）の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。 ロ　退院・退所加算（Ⅰ）ロ 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。 ハ　退院・退所加算（Ⅱ）イ 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。 ニ　退院・退所加算（Ⅱ）ロ 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。 ホ　退院・退所加算（Ⅲ） 病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。		平27厚労告95第85の2号
	※ 退院・退所加算については、以下の①から③の算定区分により、入院又は入所期間中１回（医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含みます。）のみ算定することができます。また、面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」といいます。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		平12老企36第3・17
	①　退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ		平12老企36第3・14(2)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	退院・退所加算（Ⅰ）イ及びロについては、病院等の職員からの情報収集を１回行っている場合に算定可能であり、うち（Ⅰ）ロについてはその方法がカンファレンスである場合に限ります。 ②　退院・退所加算（Ⅱ）イ・ロ ・退院・退所加算（Ⅱ）イについては、病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合に算定が可能です。 ・退院・退所加算（Ⅱ）ロについては、病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合に算定が可能です。 ③　退院・退所加算（Ⅲ） 退院・退所加算（Ⅲ）については、病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合に算定が可能です。 ※ その他の留意事項 ①　カンファレンスは以下のとおりです。 イ 病院又は診療所 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。 ロ 地域密着型介護老人福祉施設 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号。以下この②において「基準」といいます。）第134条第6項及び第7項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第131条第1項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限ります。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 ハ 介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号。以下この③において「基準」といいます。）第7条第6項及び第7項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第2条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限ります。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 ニ 介護老人保健施設 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号。以下この④において「基準」といいます。）第8条第6項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第2条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限ります。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 ホ 介護医療院 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号。以下この⑤において「基準」といいます。）第12条第6項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第4条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限ります。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。 ②　同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、１回として算定します。 ③　原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいですが、退院後７日以内に情報を得た場合には算定することとします。		平12老企36第3・17(3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	には算定することはできません。 ④ カンファレンスに参加した場合は、下記の別途定める様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付してください。		
8 通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者１人につき１月に１回を限度として、50単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表ト
	※ 当該加算は、利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものです。なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行ってください。		平12老企36第3・18
9 緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者１人につき１月に２回を限度として、200単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表チ
	※ 当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載してください。		平12老企36第3・19(1)
	※ 当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応してください。		平12老企36第3・19(2)
10 ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、１月につき400単位を加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表リ
	※ 厚生労働大臣が定める基準 ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。		平27厚労告95第85の3号
	※ 在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとしますが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定してください。		平12老企36第3・20(1)
	※ １人の利用者に対し、１か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定できます。なお、算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置づけた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定することとします。		平12老企36第3・20(2)
	※ ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければなりません。 ① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録 ② 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録 ③ 当該利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当すること		平12老企36第3・20(3)

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	つさ、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法		
	※ ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができるものとします。		平12老企36第3・20(4)
	※ ターミナルケアマネジメントにあたっては、終末期における医療・ケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握する必要があります。また、その際には、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。		平12老企36第3・20(5)
11 介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定居宅介護支援事業所が、利用者に対し、指定居宅介護支援を行った場合は、上記２から10までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	はい・いいえ・該当なし	平12厚告20別表ヌ 平18厚労告129
	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ① 当該居宅介護支援事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ② 当該居宅介護支援事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 ③ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について、市長に届け出ていること。 ④ 当該居宅介護支援事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告していること。 ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑥ 当該居宅介護支援事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。 ア 当該居宅介護支援事業所の職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（当該居宅介護支援事業所の職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 ウ 当該居宅介護支援事業所の職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ ウについて、全ての当該居宅介護支援事業所の職員に周知していること。 ⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ① ケアプランデータ連携システムを利用していること。		平27厚告95第85号4

自主点検項目	記入欄及び点検のポイント	点検結果	根拠法令等
	② 社会福祉連携推進法人に所属していること。 ※ 介護職員等処遇改善加算の内容については別途通知（「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式令の提示について」）（令和8年老発0313第６号）を参照してください。		平12老企36第3・20